

掲載日：2014年7月15日

審議結果（国民保護）

様式3

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	神奈川県国民保護協議会	
開催日時	平成26年3月25日 15時30分から16時00分まで	
開催場所	神奈川県庁第二分庁舎 6階 災害対策本部室	
出席者	◎会長（会長以外は委員） ◎黒岩祐治、(代)中村修也、(代)香田裕明、(代)高橋 修、(代)原田治雄、根本博之、(代)沢田俊彦、(代)安藤浩、藤井良一、(代)山田好孝、古谷幸治、蛭名喜代作、(代)三田和明、(代)小嶋竹次郎、(代)松澤考行、近藤晶一、(代)北村保夫、(代)早藤直樹、柿澤幸彦、早川美穂、(代)小川久光、原田清志、若宮敏彦、(代)武田五八	
次回開催予定日	未定	
問い合わせ先	所属名、担当者名 危機管理対策課 豊田 電話番号 045-210-3465 ファックス番号 045-210-8829 フォームメール（以下をクリックすると、問い合わせフォームがご利用いただけます。） 安全防災局安全防災部危機管理対策課のページ	
下欄に掲載するもの	議事録全文	要約した理由
審議経過	<p>(議題)</p> <ul style="list-style-type: none">神奈川県国民保護計画の変更について <p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none">Jアラートについて神奈川県国民保護訓練について <p>司会（和田安全防災局副局長兼安全防災部長）</p> <p>私、本日の司会を務めさせていただきます安全防災局副局長兼安全防災部長の和田と申します。よろしくお願ひ申し上げます。開会に先立ちまして、委員の皆様にご挨拶の点がございます。</p> <p>本協議会の議題等は、国の基本指針の変更等を踏まえた県の国民保護計画の変更等でありますが、本県の「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき、公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは公開ということで進めさせていただきます。</p> <p>お待ちいたしました。本会議は、「神奈川県国民保護協議会条例」第4条第2項の規定により、会議の成立には過半数の委員の出席が必要となりますが、本日は、総委員29人中、現在23人のご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。</p> <p>それでは、ただ今から、神奈川県国民保護協議会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、会長の黒岩知事からごあいさつ申し上げます。</p> <p>会長（黒岩知事）</p> <p>本日は、お忙しい中、神奈川県国民保護協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様には、日ごろから、国民保護対策の推進をはじめ、県政全般にわたり、ひとかたならぬご尽力を頂き、厚くお礼申し上げます。</p>	

本日の、この協議会は、いわゆる「国民保護法」で都道府県ごとに設置が義務付けられているものであります。「国民保護法」が平成16年6月に成立して以来、現在に至るまで、幸いにも、同法が適用される武力攻撃やテロ事件は、わが国では発生しておりません。

しかし、ひとたび世界に目を向けると、昨年1月にはアルジェリアで、本県に本社を置く企業、日揮、の方々を含む、多数の人命が奪われた非常に痛ましいテロ事件が発生しております。

また、北朝鮮で、昨年2月に核実験が実施され、先月から今月にかけて、短距離弾道ミサイルなどが、数回にわたり日本海に向けて発射されております。

昨年6月、私は、横浜市内で開催された第5回「アフリカ開発会議」に出席し、安倍総理大臣やアフリカ諸国、国際機関の代表者などの前で、「テロに立ち向かう」というメッセージを發しました。

こうした中、2020年の東京オリンピック開催が決定し、本県にも、世界中から多くの観光客がやってくることが予想されております。神奈川の魅力を世界にアピールする絶好の機会であると同時に、テロなどの不測の事態も懸念されるところであります。

テロ対策では、国や県警察、市町村、関係機関や企業など、幅広い連携の下で対応していくことが、何よりも重要であります。

県では、万が一のテロなどの発生に備え、これまでも継続的に訓練などを実施し、関係機関との連携を深めるなど、対応能力の向上に取り組んでまいりました。

今後も、皆様のご支援とご協力を頂きながら、県全体として、国民保護措置の実施体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

本日の協議会では、神奈川県国民保護計画の変更について、ご審議いただくとともに、Jアラート及び神奈川県国民保護訓練について、ご報告させていただきます。

委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のないご意見を頂きたいと思います。

結びに、本日お集まりの皆様には、今後とも、本県の国民保護対策の推進にご理解とご協力をお願い申し上げます。

司会（和田安全防災局副局長兼安全防災部長）

ありがとうございました。

それでは、「神奈川県国民保護協議会条例」第4条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。

議長（黒岩知事）

それでは、私がこの会議の進行役を務めさせていただきます。早速、議事に入らせていただきます。

まず、議題の「神奈川県国民保護計画の変更について」事務局から説明させます。

事務局（杉原危機管理対策課長）

事務局を務めております、安全防災局危機管理対策課長の杉原でございます。恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

これから、神奈川県国民保護計画の変更についてご説明申し上げますが、前回、平成22年3月の国民保護協議会開催から4年が経っております。その間に新たに就任していただいた委員の方々も多くいらっしゃいますので、まず初めに「国民保護」そのものについて、概要を簡単に説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料では資料2になりますが、前方スクリーンをご覧くださいと思います。

国民保護とは「武力攻撃や大規模テロ等から国民の生命、身体、財産を守るためのしくみ」ということでございます。なお、画面下側に表示しておりますが、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法では、国の基本指針というものを策定しております。これに基づいて、県ないし市町村が計画を立てるという格好になっております。神奈川県では平成18年3月に、各市町村は平成19年3月に計画の策定を完了しております。

国民保護協議会の位置付けについてでございますが、協議会は、法第37条で規定されておまして、知事の諮問に応じて都道府県区域の国民保護のための措置に関する重要事項を審議して、その重要事項に対して知事に意見を述べるということになってございます。また、計画の軽微でない変更については、この協議会に諮問することになってございます。諮問をして、協議会の方が答申するということになってございます。今回はそれを受けて協議会に諮問するということになってございます。

国民保護法が対象としている事態についてですが、こちらに表示しておりますとおり、大きく分けて2つの類型になってございます。一つは武力攻撃事態、いわゆる着上陸侵攻だとか、他の外国諸国から攻撃された場合のことでございます。また、もう一つが緊急対処事態というもので、大規模なテロ、コンビナート地域等にテロが行われた場合のことでございます。

緊急対処事態の例としては、例えば、地下鉄サリン事件、スペイン列車爆破事件、ロンドン地下鉄爆破事件、そして、ボストン・マラソン爆発事件などはご記憶にあるところかと思っております。また、先ほど知事のご挨拶にもありましたような、アルジェリアの事件もこれに該当します。

それでは、このような事態に対して、どのように対処するのかについてですが、国民保護のための措置の3つの柱がございまして、「住民の避難」「避難住民の救援」「武力攻撃災害への対処」という格好になっております。こ

ちらに表示されておりますとおり、「住民の避難」として、警報の伝達や避難の実施、「避難住民の救援」としましては収容施設の提供や医療の提供、「武力攻撃災害への対処」としては警戒区域の設定といったことが想定されております。

これらの対処を国、県及び市町村でどのように分担するかについて、このように国から都道府県等に向かって、警報の伝達、通知をするということが決まっております、その概要をこちらで説明してございます。

概要は以上ですが、次に、県の計画変更案についてご説明申し上げます。

まず、資料に入る前に、計画変更の手続きについて簡単にご説明申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、国と協議をこれから行うわけでございますが、都道府県の国民保護協議会に諮問するということが求められておりますので、今回の計画変更につきましても、国と正式な協議が必要になりますので、協議の前に、諮問させていただくものであります。

お手元の左側に、計画諮問書の写しがございますので、ご覧いただければと思います。

内容は、神奈川県知事から神奈川県国民保護協議会会長あてに、県の国民の保護に関する計画変更に関する諮問という形になってございます。お手元の資料5、ちょっと厚めのものでございますが、これは神奈川県国民保護計画変更案でございます。

なお、変更案の作成に当たって、国民保護協議会の幹事の皆様にも、昨年5月13日に開催した本協議会の幹事会で変更の基になります国の指針について説明させていただきました。さらに計画の変更については、昨年10月に意見照会をさせていただいて、本年1月に内容のご確認をいただいておりますことを申し添えます。

それでは、計画の変更(案)についてでございますが、資料3「神奈川県国民保護計画の変更について」を使って説明させていただきます。資料3をご覧ください。

資料3の「1 計画変更の経緯」でございますが、一つ目の○にございまして、「国民保護法」を平成16年9月に施行しています。

県は、この国民保護法に基づき、神奈川県国民保護協議会における審議、国との協議を経て、平成18年3月に県の計画を策定しております。その後数度の変更を行っておりますが、この県計画につきましては、二つ目の○にございまして、国が定めた「国民の保護に関する基本指針」に基づくものとされております。なお、国の基本指針は、国民の保護のための措置の実施体制とか、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項について定めたものでございます。

国は、平成23年の福島第一原子力発電所事故を受けて、原子力安全行政を見直しました。平成24年9月以降、防災基本計画の修正、原子力災害対策特別措置法の改正、あるいは、原子力災害対策指針の策定を行ってまいりました。国は、これらの見直しを国民の保護に関する基本指針に反映するほか、武力攻撃事態などの警報等の情報伝達手段の一部を追加して、昨年25年3月22日に基本指針を変更してございます。

県では、この基本指針の変更を受けて、関係省庁の変更等の時点修正すべき内容を含めて、本県の国民保護計画の変更(案)を作成しました。

次に、本計画の「計画の構成」についてですが、資料3を1枚おめくりいただき、「4 計画の記載項目及び主な変更内容等」をご覧くださいと思います。

県計画は、「第1編 総論」から「第5編 緊急対処事態への対処」までの5部構成で構成されております。

各編の内容につきましては、資料記載のとおりでございますので、後ほど御確認いただければと思います。

資料をお戻りいただきまして、1ページ目の「2 主な変更事項」について説明申し上げます。

「(1)関係省庁の変更」でございますが、原子力規制委員会が設置されたことに伴い、「原子力安全・保安院」の表記を、「原子力規制委員会」に変更するものでございます。

また、「(2)武力攻撃原子力災害への対処」についてでございますが、国民の保護における基本指針においても、その見直し内容を速やかに反映できるよう、原子力施設に対して武力攻撃が行われた場合の国民保護措置について、防災基本計画を引用する旨が明記されたことを受けまして、県計画におきましても、そのように明記してございます。

次に、「(3)警報等の情報伝達手段の追加」をご覧くださいと思います。

実際には既に運用されているものではございますが、緊急情報ネットワークシステム、エムネットと申しますが、全国瞬時警報システム、Jアラート、が国の基本指針に位置づけられました。そのことを受けて、県計画においても位置付けたものであります。

前方画面にエムネットのイメージ図を画面に映してございます。エムネットは、総合行政ネットワーク、LGWAN、又はインターネット回線を利用し、官邸から地方公共団体、指定地方公共機関等に情報を伝達する仕組みです。

メッセージを強制的に相手側に送信して、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達します。配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付書類の閲覧確認が可能です。

これが、実際に流されたものでございます。平成24年4月に北朝鮮から「人工衛星」と称するミサイルが発射された際に伝達されたものでございます。

次に、Jアラートのイメージ図でございます。後ほど詳しくご説明申し上げたいと思いますが、Jアラートは、津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星又は

地上回線を用いて情報を送信して、市町村の防災行政無線等を自動起動するシステムになってございます。このJアラートは、住民向けに直接放送されるということで、より住民に密接に関連したシステムということになってございます。

エムネット及びJアラートにつきましては、以上でございます。なお、前方スクリーンに投影しました画像につきましては、資料3の末尾に添えてございますので、後ほど御確認ください。

最後に、「(4)時点修正」でございますが、法人名の変更、統計データの時点修正を行うものでございます。

最後に、3の「今後のスケジュール」でございますが、本協議会でご審議をいただき、6月の国との協議、7月の閣議決定を経て、計画変更が決定される予定です。

以上が、今回の計画の変更についてでございます。

資料4は、県計画の変更に関する新旧対照表でございます。後ほどご覧いただければと思います。また、資料5は、先ほど申し上げましたとおり、諮問書の添付資料となる計画変更案で、変更内容について溶け込ませているものになっています。

以上、大変雑ぱくではございますが、説明は以上でございますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長(黒岩知事)

ただ今の計画変更の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

武田委員

先ほどご説明があったJアラートについて、緊急地震速報、警報ということでありますけれども、神奈川として、これまでどのように使ったことがあるのか、その進捗状況はいかがでしょうか。

事務局(杉原危機管理対策課長)

事務局からご説明申し上げたいと思いますが、Jアラートについては各市町村に配備されておりますが、先ほど出ました24年12月の北朝鮮のミサイルと称する人工衛星発射事案の際には本県では特に鳴りませんでしたけれども、弾道に位置する沖縄県については、自治体向けにミサイル発射情報がJアラートで送信されています。

また、3・11の東日本大震災では、津波の警報がこれを使って流されております。

議長(黒岩知事)

他にご意見、ご質問があればどうぞ。

(特になし)

よろしいですか。それでは、他にご意見、ご質問もないようでございますから、「神奈川県国民保護計画の変更」につきまして、本変更案にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。それでは、それ以降の手続きについて事務局から説明願います。

事務局(杉原危機管理対策課長)

県国民保護計画の変更案につきましてご承認いただきありがとうございます。以後の手続きでございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、知事から計画の変更について本協議会に諮問されておりますので、机上にもう一枚、本協議会から知事への答申案ということでございます。協議会のご了解が得られれば、本答申案のとおり答申させていただければと思います。

議長(黒岩知事)

それでは、いま事務局から説明申し上げましたとおり、答申させていただきます。

以上で議題につきましては終了いたしましたので、次に報告事項に進ませていただきます。

議長(黒岩知事)

それでは、報告の「(1) Jアラートについて」事務局から説明させます。

事務局(杉原危機管理対策課長)

それでは、先ほど少し説明申し上げましたJアラートについてでございますが、Jアラートは、津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間のない事態が発生した場合に、国から住民まで緊急情報を直接かつ瞬時に伝達するシステムです。掛かる時間としては、Jアラートの受信までは1、2秒、そこから放送までは平均10秒くらいとなっております。

ここで、中々聞くことはないと思うので、Jアラートの警報音を参考に流させていただきたいと思います。

(警報音を鳴らす。)

この警報音は、意図的に人間にとって不快に感じる音を使用しているとのことですが、この警報音に続き、情報が放送されるということになっております。

なお、このJアラートの送信局は主局というものが関東局にあるのですが、バックアップ局として関西局がございまして、二局運用となっており、回線が二重化されることにより、災害時に強いということになってございます。また、Jアラートについては色々障害があったりということがありましたので、昨年度と今年度、全国一斉に通信試験をやっております。現在神奈川県では不具合がないという状況になってございます。

以上、簡単ではございますが、Jアラートについての説明とさせていただきます。

議長(黒岩知事)

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

それでは、続きまして、報告の「(2) 神奈川県国民保護訓練について」事務局から説明させます。

事務局(杉原危機管理対策課長)

それでは、資料6に基づきまして、「神奈川県国民保護訓練の実施状況について」を説明申し上げます。

「1 平成24年度までの実施状況」でございます。

本県では、この表に記載されておりますとおり、県の国民保護計画が策定されて以来、平成18年から毎年訓練を実施しております。

平成22年度までは、横浜市・川崎市を会場として実施してきましたが、平成23年度からは、市町村職員の理解の促進、また地域における普及啓発の意味も含め、他の市とも共同で訓練を実施しております。

今年度は、資料7に記載しておりますように、鎌倉市の鎌倉消防署を会場として図上検討会を実施しました。

検討会は、平成25年11月20日の午後約4時間を掛けて実施しました。

参加機関は、陸上自衛隊、県警察、鎌倉市、鎌倉市消防、JR東日本さんなど5機関で参加人数は25名でございました。また、県内各市町村、九都県市等の関係機関から、35名の参観をいただいております。

実施内容を簡単に申し上げますと、鎌倉市という国際的な観光都市でございますので、そういったところに爆発物によるテロ攻撃事案が発生して、多数の死傷者が出たという想定のもと、訓練を実施しております。訓練の様子を前方の画面に映してございますが、これは図上訓練が始まる前の全体状況でございます。各参加機関がブースを設けております。

次にこれは、基本的には各機関のブースで検討を行っている状況です。随時、他機関のブースに行き相互に連携して対応を協議するという場面でございます。また、擬似的に、関係機関が全て集まる現地調整所という、そういったマニュアルがあるのですが、現地調整所をつくって関係機関が連携して対応を決めていくということなのですが、そういったものもつくられて、現場付近で情報共有して対応を協議する場をつくりました。各ブースでは、発表資料ということで、機関ごとの対応内容をまとめてございます。それで、発表を行い、質疑応答を行っております。

実施結果としまして、想定をブラインド方式ということで、参加者に示さないでやっているわけですが、臨場感と緊迫感がある中で、各機関が相互に連携して対応を協議し、発表及び質疑応答を行うことで、各機関の役割を相互に確認することで、皆さんの理解を深められたと考えております。

次に、平成26年度神奈川県国民保護訓練実施計画(案)をご説明したいと思います。資料8をご覧くださいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、政令市を中心に行ってきた訓練を、24年度には県央地域の海老名市で、平成25年度には横須賀三浦地域の鎌倉市で行いましたが、平成26年度は湘南地域の、資料のほうでは調整中と書かせていただきましたが、平塚市で調整を進めてございます。

詳細は今後検討していくこととなりますが、現段階では、同じブラインド方式で進めて、また、お祭りがある都市でございますので、お祭りの際にテロ事案があることを想定して検討を進めているところでございます。国民保護訓練については、以上でございます。

議長(黒岩知事)

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

東日本旅客鉄道(株)横浜支社陪席者

JR横浜支社の佐野と申します。よろしく申し上げます。

私も先ほどの図上検討会に参加させていただきまして、非常に緊張感があり、大変良い訓練だったと思っています。

私どもJRといたしましても、お客様の生命を第一に考えており、避難誘導や列車の運行について、今後も関係各機関の皆様と訓練をできればと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

またJRでも、平成25年、平成24年でそれぞれ、平成25年では大船駅を舞台にいたしまして、爆破物のテロ訓練、また、平成24年につきましては、中原電車区構内で訓練列車を使いまして、被テロ訓練等を行っております。引き続き、皆様のお力をお借りしまして、テロに対する訓練をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長(黒岩知事)

ありがとうございました。他に、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(特になし)

これちょっと私の方から聞きますけれども、これは参加して実際に図上訓練をやってみて、そこで発見したこととか、どう総括してそれをどう組織に伝達をするのか、それはどうなっているんですか。

事務局(杉原危機管理対策課長)

まず、同じ土俵に立ってテロ事案を見ることは中々難しく、というのは、各機関で個別で事案を見ていることが往々にして起こります。それを、先ほどの現地調整所のようなところで、まず集まって、持ち寄って、得ている情報を確認しあうということが非常に重要だということを肌で感じるということが、こうやって図上訓練を行って

我々が感じることでございます。中々実動訓練までは結びついていきませんが、こういったこと繰り返しながら我々の能力を高めていきたいと考えております。

議長（黒岩知事）

それぞれの組織で参加する人は限られていますよね。その参加した人は経験を共有できるでしょうけど、参加しなかった組織、メンバーに、どうやってその体験したことを広げるのかということを知りたいのです。

事務局（杉原危機管理対策課長）

基本的には、各市町村や県の機関が、持ち帰って、成果を、文字ですが、文字で皆さんと共有したりですか、あるいはその機関の中で再度振返って図上検討会をやっていたとか。そういったことをできるだけ行っていたるようにお願いしています。

議長（黒岩知事）

それでは、事務局で用意した議題は以上でございますが、この際、国民保護全般でご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

（特になし）

それでは、他にご発言もないようでございますので、以上を持ちまして、本日の国民保護協議会を終了させていただきます。

本日は、会議の円滑な運営に協力をいただきありがとうございました。

それでは、進行を司会に返します。

司会（和田安全防災局副局長兼安全防災部長）

以上をもちまして、本日の神奈川県国民保護協議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

[このページの先頭へもどる](#)



神奈川県